

平成19年12月19日

「福祉型信託」の新たな担い手

日本司法書士会連合会 法改正対策本部参与（信託法関連分野担当）

大 貫 正 男

1. 司法書士界における成年後見制度の取り組みについて

社団法人成年後見センター・リーガルサポート（以下「リーガルサポート」という）は、日本司法書士会連合会の主導により、平成11年12月22日に設立されました。リーガルサポートは、「高齢者・障害者等が自らの意思に基づき安心して日常生活を送ることができるように支援し、もって高齢者・障害者等の権利の擁護および福祉の増進に寄与すること」を目的とした、司法書士を正会員として設立した社団法人です。

現在、全国に50支部（全都道府県）、会員4,339名を擁し、平成12年4月1日にスタートした「新成年後見制度」の普及発展活動をはじめ、わが国最大の専門家成年後見人の養成供給団体として幅広い活動を全国展開いたしております。リーガルサポートのこれまでの主な活動は以下のとおりです。

- ① 司法書士の成年後見人等への就任件数は、第三者後見人として5年連続トップであり、リーガルサポートの会員が就任している継続受任件数は現在5,000件を超えている。
- ② 成年後見制度にかかる社会的インフラの整備に関する事業として、全国各地で「遺言と成年後見制度の普及事業」と「親族向け成年後見人養成講座」を開催。
- ③ 後見報酬を支払えない方のために、平成13年12月25日「公益信託 成年後見助成基金」を設立。この基金の設立は総務省より、高齢化時代を先取りした公益信託として高い評価を受けている。
- ④ 毎年9月に全国一斉成年後見無料相談会を開催。
- ⑤ NHKとの共催により、成年後見制度普及フォーラムの実施。
- ⑥ 暴力事案等の困難事例に対処するため「法人後見」を多数受任。なお、リーガルサポートの法人後見は我が国法人後見の先駆的存在となった。

2. 福祉型信託とは

(1) 福祉型信託

福祉型信託とは、「高齢者や障害者等の生活支援のための信託」と定義するものとする。

(2) 信託制度と成年後見制度との連携（具体案）

① 親亡き後問題と関連して

親亡き後問題とは、親の死亡後、障害をもつ子供の財産管理と身上看護をどうするかという問題である。

ア. 信託制度を活用するメリット

- ・ 障害をもつ子供等に対して生活費等を安定的に給付することが可能となる。
- ・ 成年後見人等に課せられている長期的な財産管理の負担が軽減され、より身上看護面に重点を置くことが可能となる。

イ. 具体例

収益物件を所有する親が、自己の死亡後においては、当該不動産収益を子供の生活費として給付したい、等が考えれる。

ウ. 問題点

受託者が単に生活費を安定的に給付するだけでは、障害をもつ子供たちが生活費を適正に利用できるとは限らない。

エ. 解決策

障害をもつ子供らが適正に生活費を利用することができるよう成年後見人等の支援者と連携することが考えれる。

オ. 受託者適格

受託者は継続的かつ長期的な財産管理が要求され、受託者の空白状態を避けるためにも、永続的且つ信頼性の高い法人が受託者となるべきである。

② 任意代理契約と関連して

判断能力が健常である限り、たとえ重い身体障害により財産管理ができない場合でも、任意後見制度を利用できない。そこで、実務においては、任意後見人と同様の役割を受任者が担う「任意代理契約」を締結し、財産管理や身上監護を遂行している。

ア. 任意代理契約の問題点

- ・ 法律上の監督者が存在しないことが最大の問題点である。

イ. 信託制度の利用可能性

- ・ 任意代理及び任意後見契約を締結する前提として信託契約を締結する。
これにより、受託者が財産の管理処分を行い、任意代理人は契約で定めた法律行為等の代理を行う等、役割分担が可能となる。

ウ. 信託制度の利用メリット

- ・ 任意代理人個人が財産管理する場合に比べ、監督制度が充実している信託の受託者が財産管理を行うほうが、より委任者（委託者）の安心に資する。すなわち、財産管理制度の利用の増加、ひいては多くの高齢者等の生活の安全確保に寄与できるのではないかと考える。
- ・ 任意代理人の財産管理の負担が軽減される。

エ. 受託者適格

委任者の信頼に耐えうる信頼性の高い受託者が要求される。

③ 「死亡後事務」における「信託制度」の活用について

実務上は、先に述べた任意後見契約の特約として委任者が死亡した際の「死亡後の事務」の条項が付される場合がある。

※典型例・葬儀、埋葬、供養に関する手続きとその費用の支払い

・ 家財道具、身の回りの生活用品等の処分 等々

ア. 死亡後事務の問題点

- ・ 任意代理契約、任意後見契約が発効した後に、委任者が死亡した場合、相続人から金融機関に委任者が死亡した旨の連絡がなされることで預貯金口座は凍結されてしまう。委任者死亡後即座に訪れる葬儀の手続きとその費用の支払いのための預貯金の払い戻しはできない可能性が高くなる。

イ. 既存の解決策

- ・ 委任者が生前に、葬儀費用等の死亡後の事務費用として任意後見受任者に預託する方法がある。

ウ. 「イ」の解決策における問題点

- ・ 任意後見受任者が委任者よりも先に死亡すると、委任者の預託金が任意後見受任者の相続財産に混在してしまう危険がある。
- ・ 任意代理制度と同様、法律上の監督者は存在しない。そのため、長期間にわたる預託金管理の透明性の維持が困難となる場合がある。
- ・ 受任者が自然人、法人いずれの場合においても、倒産リスクがある。

エ. 信託制度利用の優位性

- ・ 受託者には、法律上様々な義務が課せられている。
- ・ 受託者は、監督官庁による監督がなされる。
- ・ 受託者の倒産リスクも回避できる。

オ. 受託者適格

- ・ 長期的な財産管理となり、死亡後事務においても委任者の意思が尊重されるべきであることから、永続的且つ信頼性の高い法人が受託者となるべきである。

3. 公益法人の活用

(1) 基本的な考え方

- ① 福祉型信託とは、高齢者や障害者の生活を支援するために一定の財産を信託するものである。
 - ・ 受託者は、常に委託者ないし受益者たる高齢者・障害者の社会保障や権利擁護に配慮しなければならないので、成年後見人等との協力関係・連携体制の構築は必須である。
司法書士個人では財源確保、ガバナンス等に問題があり、永続的な支援が困難である。
 - ・ 高齢者、障害者及びその家族が持つ資産は、一般に少額の預貯金、小規模の不動産等であり、信託会社、株式会社にとって高い収益が見込めない分野である。
 - ・ 福祉信託はビジネスというより公益を目的とした事業である。超高齢社会に進む中、福祉型信託のニーズがありながら参入者が少ないのであれば新たに担い手を認めるべきである。

(2) 公益法人の活用

- ① 平成20年12月1日、公益法人制度の抜本的改革に関する3つの法律、「一般法人法」「公益認定法」「整備法」が施行される。
- ② 福祉型信託の新たな担い手として公益認定法に規定される認定要件をクリアした公益法人を活用する。

内閣府に置かれる公益認定等委員会は

- ①公益目的事業を行っているかどうか
- ②公益認定の基準に合致しているかどうか
- ③欠格事由に該当していないこと

についての判断を行う。

①について、福祉型信託は公益認定法第2条別表に掲げられた項目のうち、「4. 高齢者の福祉の増進を目的とする事業」に相当すると考えられる。

②について、公益事業目的を適切に実施するのに必要な知識や技術等を持つ人物がいる、公益法人の社会的信用を維持する上で相応しくない事業を行わない等である。

- ③ 目的事業に加えて、機関設計、役員の資格、情報公開、残余財産の帰属などについても制限、或いは加重されるので、信託業の担い手として、信託業務を健全かつ適切に遂行し得る財産的基礎及び人的構成が備わっていると考える。

(3) 公益法人構想

- ① 日本司法書士会連合会等による公益法人の設立
- ② 管理型信託を中心に行い、信託業務に特化する
- ③ 日司連の支援による財政的基盤の確保
- ④ 設立当初の財源確保の一環として「死後の事務」の信託の受託を積極的に行う
- ⑤ 財源確保のための方策の1つとして「公益信託成年後見助成基金」の手法を取り入れる
- ⑥ 善管注意義務、分別管理義務、忠実義務等の受託者責任の徹底
- ⑦ 内部監査等ガバナンスの制度的保証
- ⑧ 代理店方式を採用する

(4) 公益法人の業務

- ① 福祉型信託一般
- ② 高齢者・障害者不動産管理信託
- ③ 死後の事務
- ④ 後継ぎ遺贈への対応

(5) リーガルサポート等との連携

- ① 「福祉信託」利用者の紹介を受ける
- ② 後見業務への協力・支援を行う
- ③ 定期的連携協議会を開催する